

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 5 月 19 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600413 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700022 号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成16年4月1日は8万2,000円、同年8月2日は13万4,000円、同年12月1日は6万9,000円に訂正することが必要である。

平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年4月1日  
② 平成16年8月2日  
③ 平成16年12月1日

タクシー乗務員として在籍していたA社において支給された請求期間①、②及び③に係る賞与について、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録では当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の分割先であり、同社からタクシー業務部門を引き継いだB社から提出された請求者に係るA社の給与支給明細書(控1)(写)及びC厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届(写)並びにB社の回答及びA社の元従業員の陳述から、請求者は、請求期間①に8万2,000円、請求期間②に13万4,000円、請求期間③に6万9,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日に係る請求者の届出や保

険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600418号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1700023号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成16年4月1日は16万8,000円、同年8月2日は15万5,000円、同年12月1日は8万9,000円に訂正することが必要である。

平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年4月1日  
② 平成16年8月2日  
③ 平成16年12月1日

タクシー乗務員として在籍していたA社において支給された請求期間①、②及び③に係る賞与について、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録では当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の分割先であり、同社からタクシー業務部門を引き継いだB社から提出されたA社の16年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳(写)及び請求者の給与支給明細書(控2)(写)、C厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届(写)、B社の回答並びにA社の元従業員の陳述から、請求者は、請求期間①に16万8,000円、請求期間②に15万5,000円、請求期間③に8万9,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日に係る請求者の届出や保

険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600405号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1700024号

### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月  
② 平成17年7月  
③ 平成17年12月  
④ 平成18年12月

私は、請求期間①から④までにおいて、A社から賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①から③までについて、A社は、当該期間に係る資料は残っていないと回答している上、請求者も、当該期間に係る賞与明細書及び預金通帳を所持しておらず、さらには、振込先金融機関名及び口座番号についても不明と陳述していることから、当該期間において請求者に賞与が支払われた事実、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求期間④について、A社から提出された請求者に係る平成18年冬期賞与明細書(写)により、請求者は、当該期間において同社から賞与の支払を受けているが、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。